

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月23日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月12日から 令和 8年 5月19日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 5月25日 午前10時00分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 6月11日 午前 9時20分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月27日から 令和 8年 5月28日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月23日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市陣川町 |
| | 地 番 | 82番154 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 140.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市陣川町 82番地154 |
| | 家屋 番号 | 82番154 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 69.56平方メートル
2階 59.62平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 3月10日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地のために売却対象外の土地を通行している事実が認められる。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 函館市陣川町
地 番 82番154
地 目 宅地
地 積 140.00平方メートル
- 2 所 在 函館市陣川町 82番地154
家屋 番号 82番154
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 69.56平方メートル
2階 59.62平方メートル

令和7年(ケ)第40号
令和8年2月2日受理
令和8年3月4日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市陣川町 |
| | 地 番 | 82番154 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 140.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市陣川町 82番地154 |
| | 家屋 番号 | 82番154 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 69.56平方メートル
2階 59.62平方メートル |

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地周辺は、南西方向に下る緩傾斜地である。
- 2 本件土地は、南西側道路とは概ね等高から若干高位に接し、南東側道路とは若干高位に接し、北東側隣地（82番133）とは若干低位に接し、北西側隣地（82番136）とは概ね等高に接している。宅盤は、南西側一部が道路にかけて若干傾斜しているが、その他の部分は概ね平坦と把握される。なお、南西側道路は第三者法人所有の私道であるが、土地所有者らは当初から無償で通行しており、土地通行権に関しては不明である。
- 3 本件土地の一部にコンクリート板土留等が設置されているが、損傷しており、一部が道路側に傾斜している。
- 4 本件土地の西角付近に、自動販売機が設置されている。土地所有者によると、本年2月末で契約が終了し、同機は撤去予定とのことである。
- 5 本件土地の境界標は、積雪により、1箇所確認するに留まった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■建物について

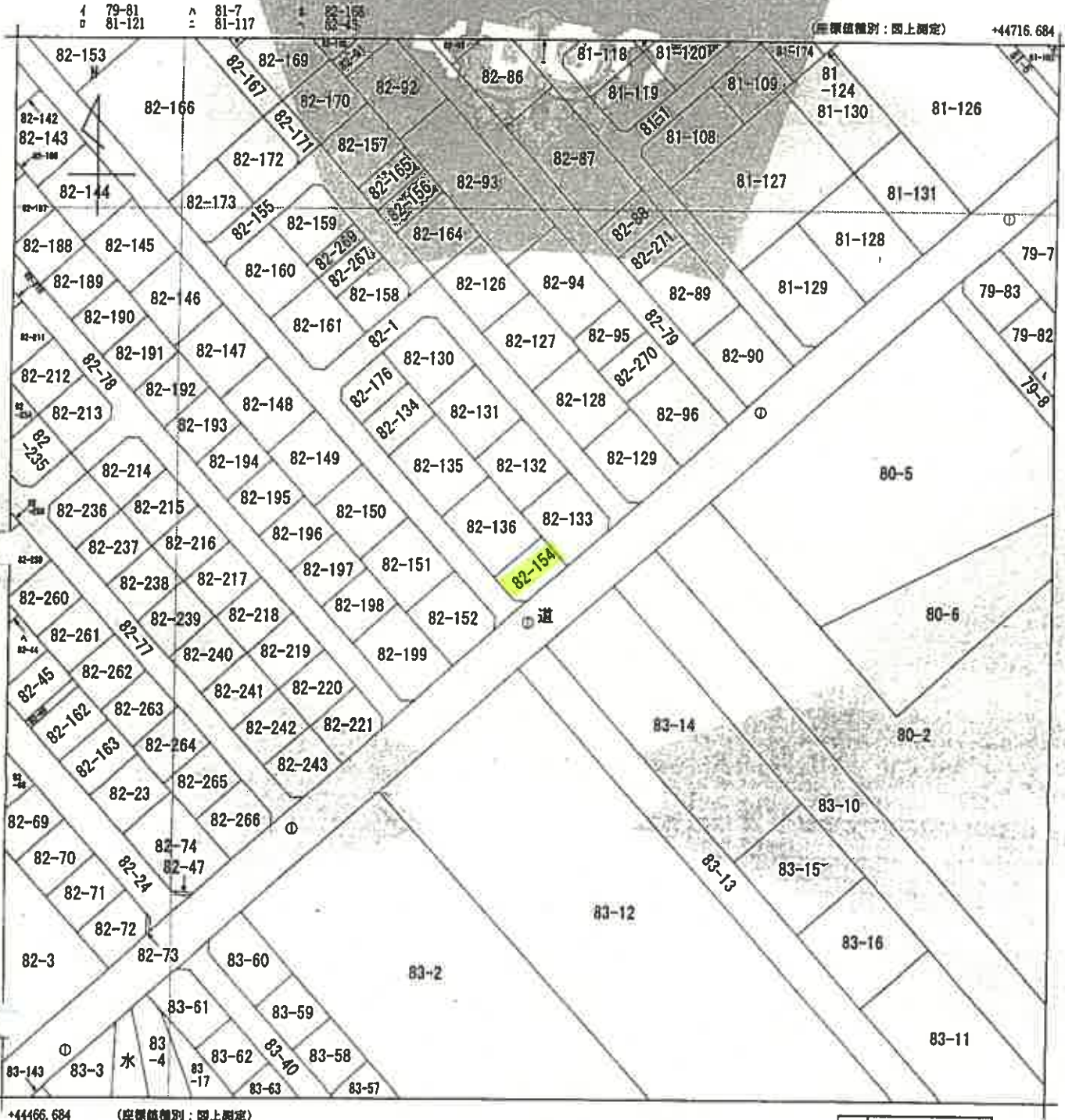
- 1 本件建物は、経年により、外壁の汚損が目立ち、複数の換気口が損傷している。
- 2 本件建物内の壁面、床、巾木、建具等には汚損、ひび割れ、剥がれが見られ、2階の床には歪みを感じられる。
- 3 1階脱衣室付近の天井が撤去されている。建物所有者によると、天井の配水管の不具合により水漏れが発生して修繕したが、天井板は撤去されたままとのことである（写真④）。
- 4 和室1の戸が外されており（写真⑥）、2階収納スペースの戸は存在しない。
- 5 建物内に大量の物品が置かれており、当該箇所の床、壁面の状態を確認することができなかった（写真⑤、⑨）。
- 6 建物所有者は、「1階トイレのウォシュレット、製氷機、暖房機器は取り外して持ち出す予定です。」と陳述した。
- 7 風除室（床面積約2.48平方メートル）あり。
- 8 本件土地上に、建物所有者所有のスチール製仮設物置（床面積約1.19平方メートル）及び差掛状の木造仮設物置（床面積約2.89平方メートル）が設置されている。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 2月 4日 (水) 10:15-10:30	物件所在地	占有調査 (土地建物所有者と面談)、外観写真撮影
8年 2月 4日 (水) : - :	郵送	函館市役所へ固定資産課税資料交付申請
8年 2月 20日 (金) 12:45-14:05	物件所在地	立入調査 (土地建物所有者と面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
 障川町

請求分	所在 函館市障川町				地番	82番154				
出力尺	1/1000	精度分	甲三	座標系 番号又は記号	X-Y	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和56年7月			備考 年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
 (函館地方務局管轄)

令和7年12月9日
 東京法務局中野出張所
 登記官

地図整理番号: M25326
 (1/1)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(5 枚目)

登記年月日：平成7年5月12日

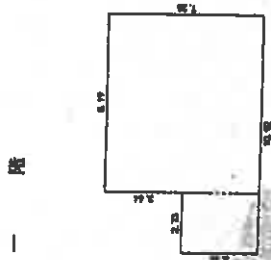
211951

各階平面図

建物図面各階平面図

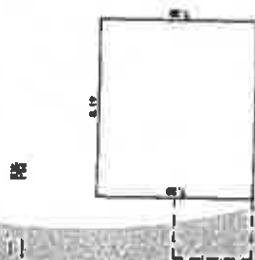
家屋番号 82番154

建物の所在 西館市陣川町82番地154



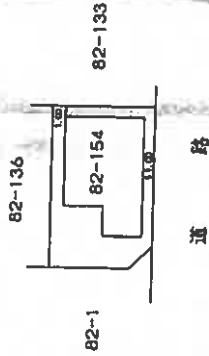
求積表

3.64 X 2.73 =	9.9312
7.28 X 8.19 =	59.6232
合計	59.5604
床面積	59.56㎡



求積表

7.28 X 8.19 =	59.6232
床面積	59.62㎡



(日原署)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記載されている内容を縮小した図面である。(国庫地方事務局管轄)

令和7年12月9日 東京法務局 登記官

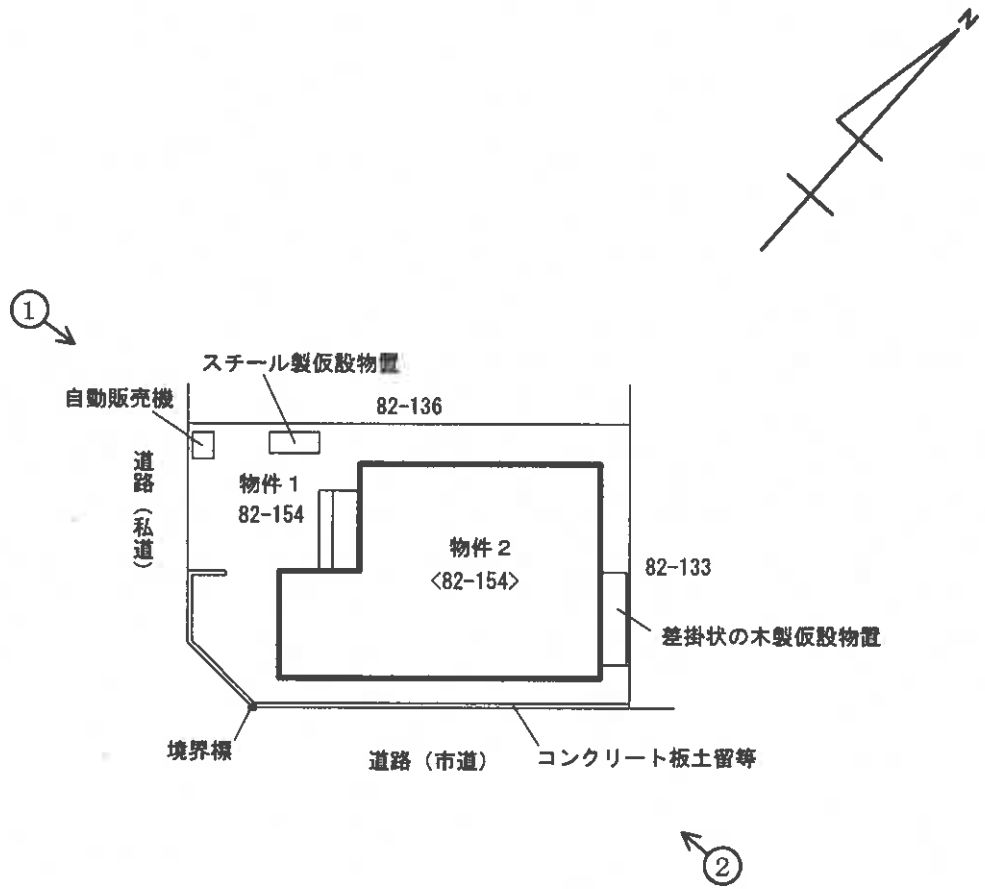
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(6 枚目)

地図整理番号：125327

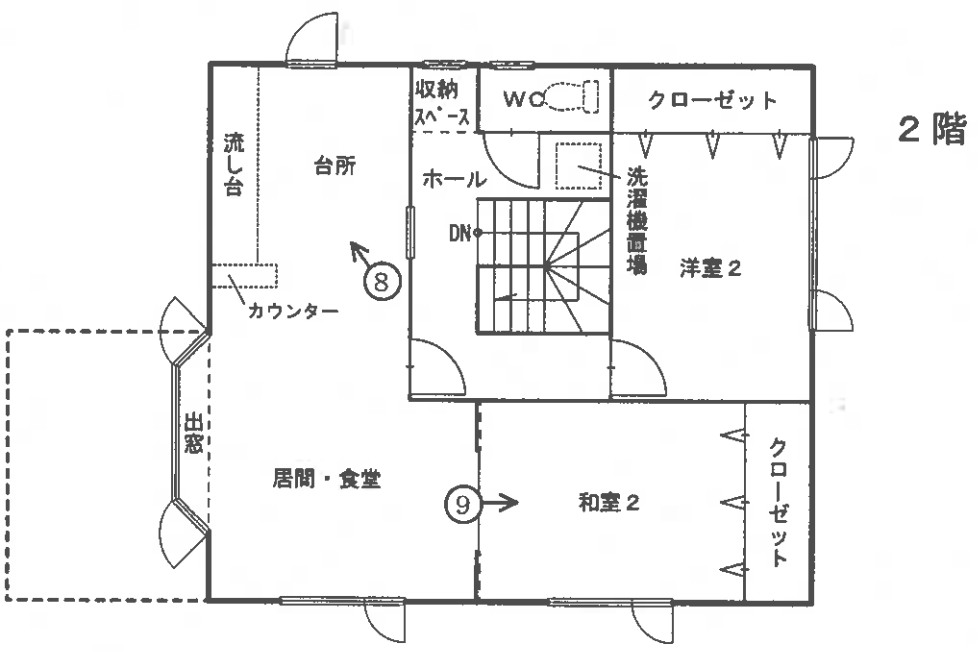
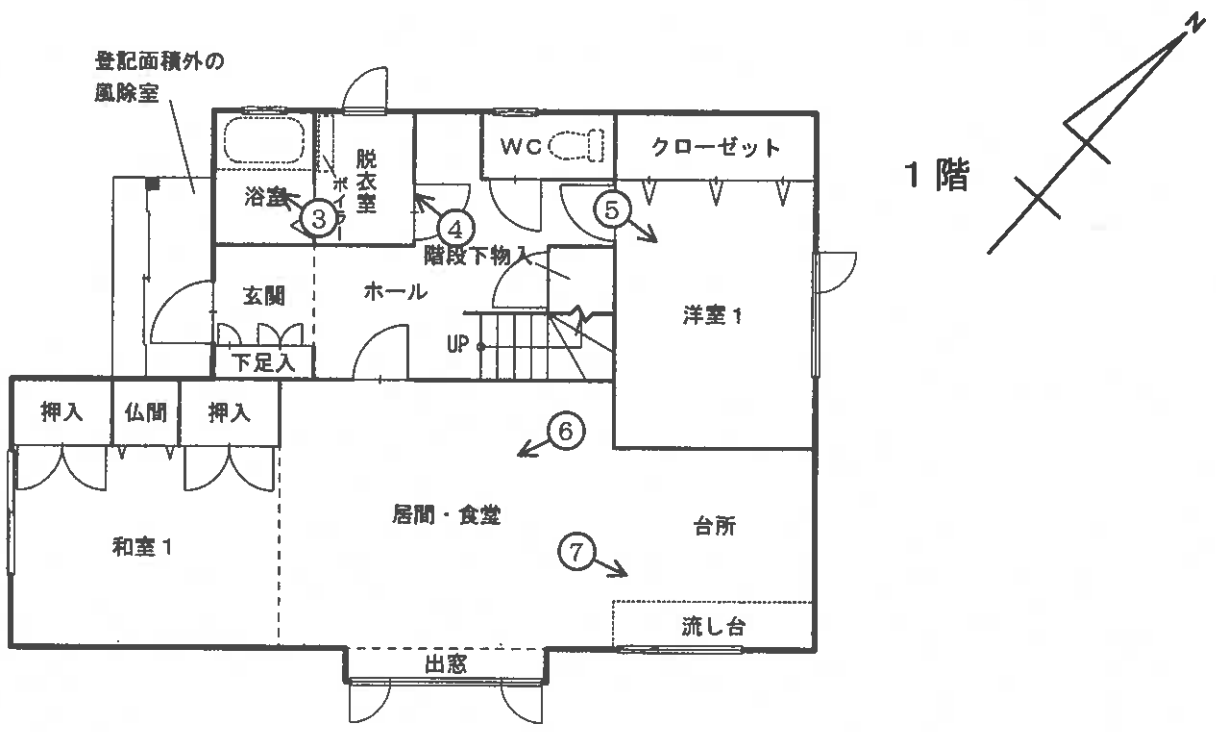
土地建物位置関係図

物件 1、2



←○ 写真番号・撮影方向
(7 枚目)

建物間取図(間取略図)



←○ 写真番号・撮影方向
(8 枚目)



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨

令和7年(ケ)第40号
令和8年2月20日現地調査
令和8年2月24日評価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
廣瀬 靖之

第1 評価額

一括価格	
金1,270,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金350,000円
物件2 (建物)	金920,000円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	函館市陣川町 82番154 宅地 140.00m ²	同左 (但し、下記参照)
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	函館市陣川町82番地154 82番154 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 69.56m ² 2階 59.62m ²	同左 (但し、下記参照)
番号	特記事項		
1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にコンクリート板土留等あり（別添図参照）。 ・建物玄関付近に登記面積外の風除室あり（別添図参照）。 ・敷地内にスチール製仮設物置及び差掛状の木製仮設物置あり（別添図参照）。 ・敷地内に自動販売機あり（別添図参照）。 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR函館本線・道南いさりび鉄道「五稜郭」駅の北東方道路距離約7km付近及び函館バス「上陣川」停留所の南西方道路距離約350m付近に位置する（別添図参照）。 												
付近の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近は、戸建住宅が多く見られる郊外住宅地域。なお、地域に特段の影響を与えるような要因は見当たらないことから、当分の間は現状のまま推移するものと思料される。 												
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	<table border="1"> <tr> <td>都市計画区分</td> <td>市街化調整区域※1</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>50%※1</td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>100%※1</td> </tr> <tr> <td>防火規制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第22条区域 ・ 新50戸連たん地域（陣川地区）※1 ・ 景観計画区域 </td> </tr> <tr> <td>その他の規制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画（居住誘導区域外・都市機能誘導区域外） ・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 大規模盛土造成地 </td> </tr> </table>	都市計画区分	市街化調整区域※1	用途地域	—	建ぺい率	50%※1	容積率	100%※1	防火規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第22条区域 ・ 新50戸連たん地域（陣川地区）※1 ・ 景観計画区域 	その他の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画（居住誘導区域外・都市機能誘導区域外） ・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 大規模盛土造成地
都市計画区分	市街化調整区域※1												
用途地域	—												
建ぺい率	50%※1												
容積率	100%※1												
防火規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第22条区域 ・ 新50戸連たん地域（陣川地区）※1 ・ 景観計画区域 												
その他の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画（居住誘導区域外・都市機能誘導区域外） ・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 大規模盛土造成地 												
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添図の通り、南西側間口約7m、南東側間口約13m（南側角に隅切り約3m有り）の略長方形の角画地である。 												
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南西側にて現況幅員約6mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第3号〔現存道路〕）及び南東側にて現況幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号）に接面。 ・ 全部事項証明書上、上記私道部分（地番82番1）については、第三者（法人）所有となっている様子と把握された。なお、関係者聴取によると、当該私道については、昔から利用しており、通行利用権限等の詳細については不明とのことである。 												
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件建物（物件2）の敷地となっている。 ・ 周辺は南西方への下り緩傾斜地勢にあり、南西側接面道路とは概ね等高～若干高位、南東側接面道路とは若干高位、北東側隣接地とは若干低位、北西側隣接地とは概ね等高に接面しているものと把握された。また、宅盤は南西側の一部が道路にかけて若干緩傾斜部分を含むが、それ以外は概ね平坦と把握された。 												
供給処理施設	<p>上水道：有（※2下記特記事項参照）</p> <p>ガス配管：無</p> <p>下水道：無（※2下記特記事項参照）</p>												

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市担当者照会によると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないとのことである。 ・本件土地については、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当する事業所等は立地しておらず、土壤汚染対策法の区域指定もなされていない。また、現地調査及び過去の閉鎖謄本等による履歴調査等に際しても、土壤汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があること等から、詳細については別途専門機関による調査を要する。 ・※1函館市担当課照会によると、本件土地は市街化調整区域内に位置するが、新50戸連たん地域（陣川地区）に存しており、用途の制限等はあるものの、建物の建築許可申請が可能な地域に存するとのことである。 ・前記記載の通り、敷地内にコンクリート板土留等あり（別添図参照）。なお、当該土留等は損傷、道路側への傾き等が認められる状況で、保守管理の状態は不良と把握された。 ・※2函館市企業局担当課提供図面及び関係者聴取によると、本件建物の上水道引込管は、南西側私道に埋設されている第三者の個人（法人）管から分岐して引き込まれている様子とのことであり、詳細については別途調査を要する。また、下水道は未整備で、本件建物のトイレは簡易水洗（汲み取り式）とのことである。 ・現地調査等に際しては、本件建物関係（基礎、上水道配管等）以外の利用上の阻害要因となる様な地下埋設物の存在可能性は特段把握されなかった。但し、地下埋設物の把握は外観上では困難な面があること等から、詳細については別途調査を要する。 ・公図等に基づき本件土地の位置、形状等を確認したが、境界標を1箇所しか確認できなかったことから、本件土地の正確な地積、範囲等の確定には専門家による測量を要する。 ・前記記載の通り、敷地内に自動販売機あり（別添図参照）。なお、関係者聴取によると、当該自動販売機は撤去予定とのことである。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成7年5月7日 新築
	経過年数	約 31年
	経済的残存耐用年数	約 3年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス等※
	天 井	ビニールクロス等※
	床	フローリング、畳等※
	設 備	電気設備、給水設備、衛生設備等
	その他	－
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載の通り。	
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間取り：二世帯仕様（1階 [2LDK] + 2階 [2LDK]） （詳細建物間取図 [間取略図] のとおり）	
品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総 合：概ね普通 ・ 使用資材：概ね普通 ・ 施 工：概ね普通 	
保守管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後相当年数が経過していること等もあり、老朽化が目立つ状況で、外装関係（外壁、換気口等）の剥がれ、汚れ、損傷等が全体的に認められた。 ・ 室内についても、内壁、床、巾木、建具等の損傷、ひび割れ、剥がれ、汚れに加え、建物2階室内床の歪み等が認められた。また、脱衣室の天井（内装材）が撤去されているが、関係者聴取によると、配水管の不具合に起因した漏水を修理した際、天井（内装材）を撤去し、そのままにしているとのことである。 ・ 和室1の戸が外されており、2階収納スペースの戸が無い。 ・ ※室内に大量の物品が置かれており、内壁、床等の仕様資材、保守管理の状態等を一部確認出来なかった。 ・ 関係者聴取によると、1階トイレのウォシュレット、暖房機器、室内に設置されている業務用の製氷機等については、取り外す予定とのことである。 ・ 以上保守管理の状態等から、建物の利用に際しては、諸設備等の点検、修理、更新等を含めた内外装の大規模な修繕工事を要するものと把握された。 	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市担当課照会によると、本件建物の建築当時（平成7年）、本件建物の存する地域は都市計画区域外で、かつ、本件建物は建築確認申請不要な構造、規模、階数等であることから、建築確認申請等の記録は無いとのことである。また、工事届出の有無については、書類が保存されていないことから、不明とのことである。なお、登記面積外の風除室部分の概測面積を考慮すると、本件建物については、現状の法規制（建蔽率制限50%）に適合していない可能性があるものと把握された。 ・目視による調査の範囲においては、飛散性のある吹付アスベストの使用の有無等については特に確認できなかった。但し、建物の建築年時よりアスベスト含有建材の使用可能性はあること及び評価人としての調査には限界があること等から、詳細については別途専門機関による調査を要する。 ・前記記載の通り、建物玄関付近に登記面積外の風除室（約2.48㎡）あり（別添図参照）。なお、当該部分は本件建物評価数量に含めないが、建物価格査定段階において考慮した。 ・前記記載の通り、敷地内にスチール製仮設物置（約1.19㎡）及び差掛状の木製仮設物置（約2.89㎡）あり（別添図参照）。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	8,300	1.05	140.00	0.85	1,037,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格[類似地域所在の取引事例価格]等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：対象不動産の個別的要因（角地+5%。なお、前記記載の通り、敷地内にコンクリート板土留等が存するが、保守管理の状態等から、特段の増分価値は無いものと判断。）を総合的に勘案検討し、個別格差を上記の通り査定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地と建物の適応状態等を考慮の上、上記の通り判断。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（風除室含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	244,000	129.18	0.05	1,576,000

ウ 現価率

・耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し現価率を査定した。

$$\begin{array}{rcccl} \text{耐用年数に基づく} & & \text{観察減価法} & & \text{現価率} \\ \text{方法（定額法）} & & & & \\ (34-31) / 34 & \times & 0.55 & = & 0.05 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,037,000	0.30	法定地上権	311,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ-カ (千円以下切り捨て)
1	1,037,000	- 311,000	/	0.70	0.70	-	350,000
2	1,576,000	+ 311,000	-	0.70	0.70	-	920,000
一括価格(合計)							1,270,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：近時の周辺地域の不動産需給動向及び前記記載の本物件の個別的事情（建物の保守管理状態等）等を考慮の上、市場性修正率として0.70を乗じた。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：-

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格 [函館-6]

所 在 : 函館市陣川町85番175
価 格 : 10,500円/m²
位 置 : JR函館本線・道南いさりび鉄道「五稜郭」駅の北東方道路
距離にて6.5km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 181m²
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 北西側8m私道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 (建蔽率50%、容積率100%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ造成分譲住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	829,825 円
物件2	2,360,227 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図 (法第14条第1項) 写し
- 3 建物図面・各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図 (間取略図)

以 上

受命物件の位置図

地理院地図
GSI Maps



登記年月日：平成7年5月12日

211951

各階平面図

建物図面
各階平面図

部屋番号
82番154

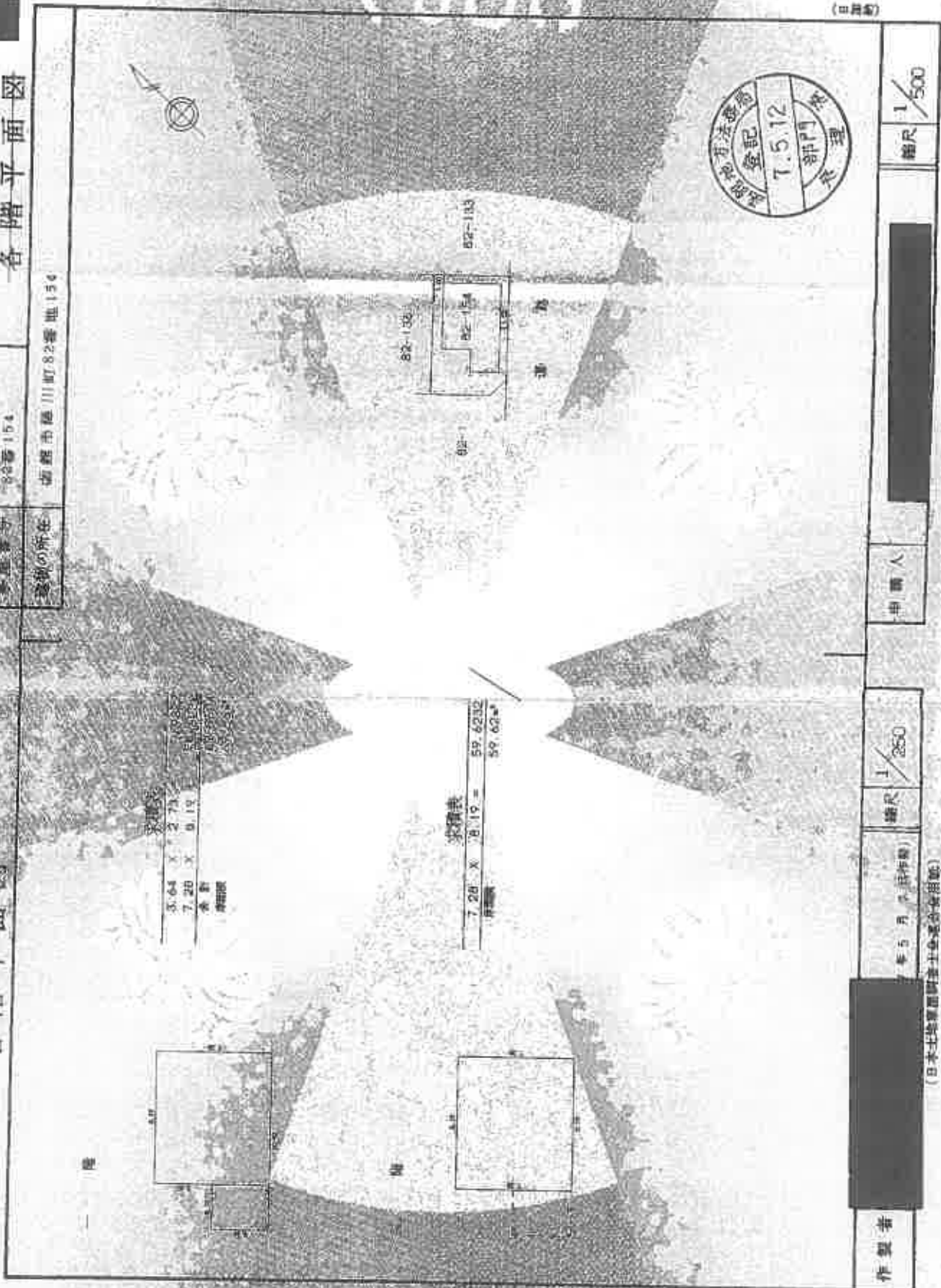
建物の所在
横浜市磯川町82番地154

求積表

3.64	X	2.73	9.95
7.20	X	0.19	1.37
合計			11.32

求積表

7.20	X	8.19	59.620
合計			59.620



(日積算)

(日積算)

作製者

平成7年5月12日

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

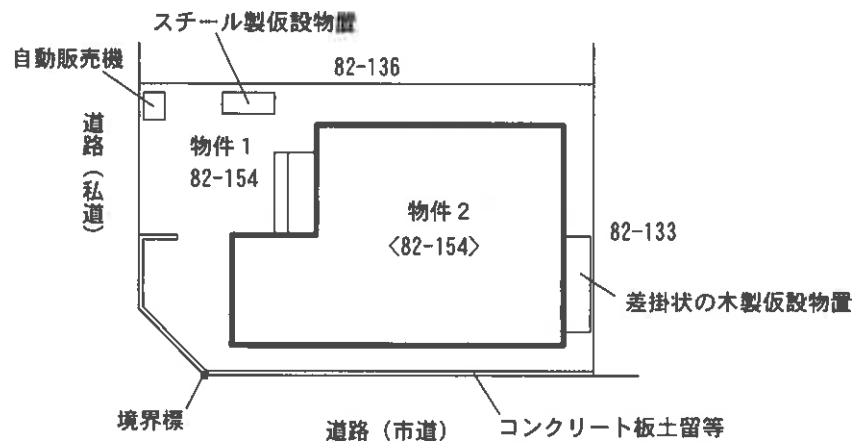
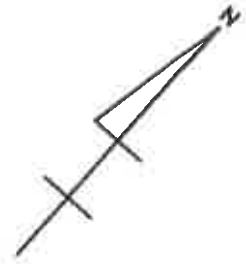
(日本土地建物調査士会認定資格)

測量図番号：N3337

※ 原図を70%縮小

これは図面に記載されている内容を正確に複製したものであり、
 (国土地院) 地方自治体事務課
 令和7年12月9日 東京建設測量士会 出版部

土地建物位置関係図



建物間取図 (間取略図)

